

講習のご案内

- ☆技能講習 ・ 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）
 - ・ フォークリフト ・ 玉掛け ・ 小型移動式クレーン
 - ・ 高所作業車
- ☆特別教育 ・ ローラーの運転
 - ・ ホイスト式天井走行クレーン

労働安全衛生法の規定により、次の①～④等の作業を行う場合、技能講習修了証が必要となります。

- ①機体重量3トン以上の車両系建設機械での作業
 - ②最大荷重1トン以上のフォークリフトでの荷役作業
 - ③クレーン車等に係る つり上げ荷重1トン以上の玉掛け作業
 - ④つり上げ荷重1トン以上5トン未満の小型移動式クレーン(ユニック車)の運転作業
 - ⑤作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務
- 当教習センターでは、秋田県労働局長登録教習機関として技能講習を実施し、修了証を発行しております。
また、特別教育として、

- 安全衛生法施工令・別表第7.車両系建設機械第4号に係る

ローラーの運転特別教育

- 第21条第1項の規定(つり上げ荷重が5トン未満のクレーン)による

ホイスト式天井走行クレーンの運転特別教育

について、皆様の事業者に代わって実施し修了証を発行いたします。

【受講資格】

(技能講習)

- ◎満18歳以上で心身ともに健全な男女。学歴は問いません。
- ◎受講できるコースの種類は、既に取得されている資格経験の有無等により異なります。

(特別教育)

- ◎満18歳以上で心身ともに健全な男女。資格・経験は問いません。

※それぞれ別紙「受講資格と講習料金」参照

【講習実施日／受講定員】

- ◎技能講習 …… 別紙「講習日程表」に掲載 …… ～10名定員
- ◎特別教育 …… 不定期(お問合せ下さい) …… 4～10名定員

【集合時刻】

- ◎各コースの開始時間の30分前までにお越し下さい。

※遅刻の場合は、開始時間に少しでも遅れると受講できませんのでご注意ください。

遅刻・欠席、また講習時間内の途中退席の場合も受講できません。

受講科目の時間割を確認して開始時間を厳守して下さい。

なお、受講料は返金できませんので予めご了承下さい。

【申込み方法】

- ◎予約制です。(電話にてお問い合わせください)
各講習は定員があり、**先着順にて受付**しておりますので早めの申し込みをお勧めいたします。
- ◎申込書類について
受講申込用紙に必要事項を記載の上、技能講習開催予定日の **2 日** 前までに(株)村木組まで**直接または郵送**にてお申込み下さい。
- ◎申込受付は、平日の午前9時から午後5時迄です。
株村木組は第2・4土曜日・毎週日曜日は休みとなっております。
- ※やむを得ず当日ご持参いただく場合は修了証の発行が後日となる場合があります。
予めご了承くださいようお願いいたします。

【申込み時に提出していただくもの】

- ①技能講習または特別教育受講申込書
※署名捺印・必要事項を漏れなく記入して下さい。
- ②証明写真カラー2枚(縦4cm×横3cm)
※自動撮影機、写真店、弊社撮影(有料)の写真。
※修了証に使用しますので厳守して下さい。
- ③個人情報の取り扱い規定
※署名捺印して下さい。
- ④講習の一部免除適用の方は、資格の所有・運転の経歴を証明する書面
※特別教育申込みの場合は不要です。
- ⑤免許証(カラーコピー…A4紙)
※ご持参の場合はこちらでコピーできます。
- ⑥住民票
※コピー可(申込日から3ヵ月以内のもの)
※個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの。
- ⑦受講料
※受講日初日でも構いません。
- ⑧アンケート用紙
※会社で申し込まれる場合は、会社のご担当様からの記入をお願いします。

※申請内容に不備等がある場合はこちらからご連絡いたしますので、受講申込書には必ず日中連絡可能な電話番号を記入して下さい。

【受講当日の持参品】

- ①印鑑 (シャチハタ不可)
- ②受講料 (受付時でも構いません)
- ③鹿角建設機械教習センターで前回受講した事がある方は各種修了証
- ④筆記用具
- ⑤実技に適した服装・軍手・靴(雨天時は雨具を持参)